

協 定 書

四條畷市開発指導要綱第6条の規定により、四條畷市長(以下「甲」という。)と
開発者 (以下「乙」という。)との
間において、開発区域である四條畷市
における開発事業(令和 年 月 日受付、事前協議第 号)に関し、協議が成
立したので、次のとおり協定を締結する。

第1条 乙は、開発事業に関する甲との協議事項を遵守するとともに、四條畷市開発指
導要綱及び施行基準並びに関係法令及び関係条例に基づき、開発事業を行うもの
とする。

第2条 開発事業に関して紛争が生じた場合は、乙が一切の責任をもって処理するもの
とする。

第3条 本協定書に定めのない事項については、必要に応じて甲と乙が協議の上、定
めるものとする。

この協定の締結を証するために、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、
1通を保有する。

令 和 年 月 日

甲 住所 四條畷市中野本町1番1号

氏名 四條畷市長

乙 住所

氏名